

## 京都市地域防災計画 原子力災害対策編 新旧対照表

平成26年10月27日現在

## ※ 修正する箇所のみを抜粋

頁	現 行 (平成26年3月20日改正版)	修 正 案	修正理由
36	<p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p><b>9.3 緊急被ばく医療活動体制等の整備</b></p> <p>9.3.1 京都市《保健福祉局，消防局》は，緊急時におけるUPZ内の住民等の健康管理，汚染検査，除染等の実施体制及び京都府が実施する緊急被ばく医療への協力体制の整備を図る。</p>	<p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p><b>9.3 緊急被ばく医療活動体制等の整備</b></p> <p>9.3.1 京都市《<u>関係区役所</u>，保健福祉局，消防局》は，緊急時におけるUPZ内の住民等の健康管理，汚染検査，除染等の実施体制及び京都府が実施する緊急被ばく医療への協力体制の整備を図る。</p>	実施体制の整備
36	<p><b>9.4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</b></p> <p>9.4.1 京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局》は，京都府と連携し，緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に，安定ヨウ素剤の配布をすることができるよう配布場所，配布のための手続き，配布及び服用に関与する医師・薬剤師の手配等について，あらかじめ定めるとともに，配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。</p> <p>9.4.2 京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局》は，京都府と連携し，避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に予防服用の効果，服用対象者，禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>9.4.3 京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局》は，京都府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに，体制の整備に努める。</p>	<p><b>9.4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</b></p> <p>9.4.1 京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局，<u>関係区役所</u>》は，京都府と連携し，緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に，安定ヨウ素剤の配布をすることができるよう配布場所，配布のための手続き，配布及び服用に関与する医師・薬剤師の手配等について，あらかじめ定めるとともに，配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。</p> <p>9.4.2 京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局，<u>関係区役所</u>》は，京都府と連携し，避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に予防服用の効果，服用対象者，禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>9.4.3 京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局，<u>関係区役所</u>》は，京都府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに，体制の整</p>	<p>実施体制の整備</p> <p>実施体制の整備</p> <p>実施体制の整備</p>

		備に努める。	
75	<p><b>第3章 緊急事態応急対策</b></p> <p><b>4.2 避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する</b></p> <p>4.2.1 京都市《保健福祉部，消防部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，京都府が行うスクリーニングに加え，避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する。</p>	<p><b>第3章 緊急事態応急対策</b></p> <p><b>4.2 避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する</b></p> <p>4.2.1 京都市《<u>関係区本部</u>，消防部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，京都府が行うスクリーニングに<u>協力し</u>，避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する。</p>	実施体制の整備 用語修正
76	<p><b>4.4 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる</b></p> <p>4.4.1 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については，原則として，原子力規制委員会がその必要性を判断し，原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。</p> <p>京都市《保健福祉部》は，京都府と連携し，原子力災害対策本部の指示に基づき，又は，独自の判断により，服用対象の住民等に対し，原則として医師の関与の下で，安定ヨウ素剤を配布するとともに，服用を指示するものとする。</p> <p>ただし，時間的制約等により，医師を立ち合わせることができない場合には，薬剤師の協力を求める等，あらかじめ定める代替の手続きによって配布，服用の指示を行う。</p>	<p><b>4.4 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる</b></p> <p>4.4.1 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については，原則として，原子力規制委員会がその必要性を判断し，原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。</p> <p>京都市《保健福祉部，<u>関係区本部</u>》は，京都府と連携し，原子力災害対策本部の指示に基づき，又は，独自の判断により，服用対象の住民等に対し，原則として医師の関与の下で，安定ヨウ素剤を配布するとともに，服用を指示するものとする。</p> <p>ただし，時間的制約等により，医師を立ち合わせることができない場合には，薬剤師の協力を求める等，あらかじめ定める代替の手続きによって配布，服用の指示を行う。</p>	実施体制の整備